

平成 31 年 2 月 8 日
障害福祉担当部障害施策推進課

「重度心身障害者（児）日常生活用具給付事業」における 消耗品の利用者負担の見直しについて

1 主旨

障害者総合支援法による障害福祉サービスは、必須サービスである「自立支援給付」（介護給付、補装具費など）と、自治体の判断による任意サービスである「地域生活支援事業」（意思疎通支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付事業など）で構成されている。

給付に係る自己負担は、「自立支援給付」が費用の 1 割（定率負担）とされているのに対し、「地域生活支援事業」は自治体の判断によるとされている。本区の「地域生活支援事業」の利用者負担は、「無料」または「費用の 1 割」としているが、「重度心身障害者（児）日常生活用具給付事業」については、独自に定めた徴収基準表（別紙 1 のとおり）による負担としている。そのことにより一定所得階層以上の方にとっては費用の 1 割を超える負担となるものがある（別紙 2 のとおり）ため、制度間の均衡及び消耗品に対する負担軽減を図る観点から、「重度心身障害者（児）日常生活用具給付事業」の消耗品について利用者負担を見直すものである。

なお、他の一般用具については、引き続き利用者負担のあり方について検討を行う。

「重度心身障害者（児）日常生活用具給付事業」

在宅生活を送る重度心身障害者（児）に対し、日常生活の利便を図るため生活用具の給付を行う。

主な対象者 身体障害者手帳所持者（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、呼吸機能障害、ぼうこう・直腸・小腸機能障害者 ほか）、愛の手帳所持者、難病の方 など

給付物品 特殊寝台、入浴補助用具、視覚障害者用読書器、電気式たん吸引器、ストマ装具 など 62 品目

消耗品 ストマ装具（消化器系・泌尿器系）紙おむつ等、収尿器（女性用・男性用）、埋込型用人工鼻の 6 種類

2 給付状況（平成 29 年度実績）

用具	人数	金額	割合
消耗品 （うちストマ装具）	955 人 （922 人）	81,571,624 円 （76,963,138 円）	76.5% （73.9%）
一般用具	301 人	30,245,535 円	24.1%
合計	1,247 人	111,817,159 円	

人数については実数であり、消耗品と一般用具を両方受給した方がいるため、人数の合計数は合致しない。

3 見直し内容

（1）消耗品における新たな負担方法

利用者負担を現行の 23 段階の「応能負担方式」から、他の障害福祉サービスと同様、所得に応じ「無料」または費用の「1 割負担」とする「定率負担方式」に改める。ただし、一定の所得以下の利用者に対して、1,120 円の月額上限を設ける。

(2) 算定方法

現行日常生活用具給付制度	新たな算定方法
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活保護世帯(A階層)・住民税非課税世帯(B階層) <ul style="list-style-type: none"> ・費用負担 なし ◆ 課税世帯(C1～D19の21階層) <ul style="list-style-type: none"> ・所得に応じ階層ごとの徴収基準額を設定。 なお、世帯の所得税額が3,960,001円以上(年収約2,300万円以上)のD19階層は全額自己負担。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活保護世帯・住民税非課税世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・費用負担 なし(変更なし) ◆ 課税世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・一般1(区民税所得割額24,000円未満) <ul style="list-style-type: none"> 費用の1割を負担。上限1,120円 ・一般2(区民税所得割額24,000円以上100万円未満) <ul style="list-style-type: none"> 費用の1割を負担。 ・一般3(区民税所得割額100万円以上(年収約2,300万円以上)) <ul style="list-style-type: none"> 全額自己負担

4 低所得者等への配慮

(1) 低所得者への対応

生活保護世帯、住民税非課税世帯については現行同様「費用負担なし」とする。
 新たな算定方法では、従来のC1～D3階層(年収約300万円以下、住民税所得割額24,000円未満)は負担額が増加となる(ストマ装具で試算)ため、この階層の負担軽減を図るため、区分を「一般1」とし、現行の中で一番負担額の低いC1階層の「1,120円」を月額上限とする。

改正後の利用者負担額算定基準表は、別紙3のとおり。

(2) 複数給付品利用者への配慮

同一月内に消耗品の給付を複数受けるケースでは、利用者の負担軽減の観点から、2品目以降の負担を「0」としている。今回の見直しにあたっては、同様の取扱いを継続する。

(3) その他

本改正以前より消耗品を利用していた方のうち、改正により利用者負担が増加する方については、改正前の利用者負担額に据え置くこととする。

5 実施時期

利用者や事業者への周知期間が必要なことから、実施を平成31(2019)年7月とする。

6 今後のスケジュール(予定)

平成31年(2019年)4月～ 区民及び事業者周知(個別周知、区のおしらせ・HPなど)
 7月 新算定方法開始

添付資料

別紙1「改正前

別紙2「利用者負担額算定の例(現行制度・改正後)」

別紙3「改正後